

産業廃棄物処分業許可証

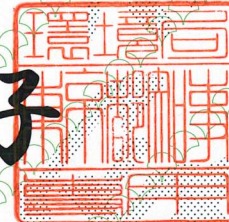
住所 東京都足立区関原一丁目12番2号

氏名 株式会社ヨシモリ
代表取締役 河野 高志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和5年 1月30日

許可の有効年月日 令和10年 1月29日

1 事業の範囲

(1) 業の区分
処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

圧縮	金属くず	(以上1種類)
圧縮梱包	廃プラスチック類（ペットボトルを除く。）	(以上1種類)
破砕	廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	(以上2種類)

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都足立区扇二丁目2番18号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
圧縮	金属くず	6.63(t/日)		平成25年6月27日		
圧縮	金属くず	1.04(t/日)		平成10年1月30日		
圧縮梱包	廃プラスチック類 (ペットボトルを除く。)	1.48(t/日)		平成28年9月27日		
破砕	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	0.72(t/日)		平成28年9月27日		
破砕	廃プラスチック類	1.92(t/日)		令和6年2月26日		

3 許可の条件

- 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成10年 1月30日	新規許可	
令和5年 1月30日	更新許可	第5回
令和6年 7月19日	変更許可	破砕の品目に廃プラスチック類を追加

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)

都認定番号:5-22-F0032

産廃プロフェッショナル